

議案第53号

加西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年5月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市介護保険条例の一部を改正する条例

加西市介護保険条例（平成12年加西市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「27,900円」を「22,320円」に改め、同条第3項中「27,900円」を「22,320円」に、「46,500円」を「37,200円」に改め、同条第4項中「27,900円」を「22,320円」に、「53,940円」を「52,080円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の保険料の減免）

第7条 第13条に定めるもののほか、市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、規則で定めるところにより、令和元年度及び令和2年度の保険料（令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払い日）が設定されているものに限り、令和2年1月以前分の保険料を除く。）を減免することができる。

（1） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（次号において「新型コロナウイルス感染症」という。）により、その属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者

（2） 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」をいう。）の減少が見込まれる第1号被保険者であって、次のいずれにも該当するもの

ア 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、規則で定める期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所

（2） 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

（3） 減免を必要とする理由

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の加西市介護保険条例附則第7条の規定は、令和2年2月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の加西市介護保険条例第6条の規定は、令和2年度以降の年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(審議資料)


介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）の施行に伴い、第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されたこと及び新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者の負担を軽減するため、保険料を減免することについて、所要の改正を行うもの。

【概要】

(介護保険料の軽減措置)

- ・第1号被保険者の保険料のうち第1段階から第3段階まで更なる軽減を行うため保険料改定を行う。

所得段階	第7期(R1) 令和元年度		
	対象となる方	保険料率	保険料
1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.375	27,900円
2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.625	46,500円
3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円超	0.725	53,940円
4段階～11段階(略)			



所得段階	第7期(R2) 令和2年度		
	対象となる方	保険料率	保険料
1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	0.3	22,320円
2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	0.5	37,200円
3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の公的年金等収入と合計所得金額の合計が120万円超	0.7	52,080円
4段階～11段階(略)			

(減免対象者)

- ・生計を主として維持する者が死亡又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
- ・生計を主として維持する者の事業収入等が一定額以上減少すると見込まれる第1号被保険者